

銃刀法改正!!!

諸刃のナイフ類を
持っていないませんか？

警察では、両刃のナイフの引き取りを行っています。



銃刀法が改正され、平成21年1月5日からいわゆるダガーナイフ等の諸刃の剣は所持が禁止になります。

既に所持されている方は、平成21年7月4日までに、最寄りの警察署、交番、駐在所に提出するなどの措置をお願いします。それ以降も所持を続けると、不法所持になり、罪に問われますので注意して下さい。

新たに規制の対象となる刃物は次のとおりです。

刃渡り5.5cm以上15cm未満の柄を付けて用いる左右均整の形状をした諸刃の鋼質性の刃物で先端部が著しく鋭いもの（15cm以上の剣は従来から許可なく所持することは禁止されています）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律についてのQ&A

Q1 具体的にはどのような刃物の所持が禁止されるの？

A1 刃渡り5.5センチメートル以上15センチメートル未満の柄を付けて用いる左右均整の形状をした諸刃の鋼質性の刃物で先端部分が著しく鋭いものです(以下、特定刀剣類と呼んで説明します)。

Q2 所持を禁止される特定刀剣類は「ダガーナイフ」だけ？

A2 「ダガーナイフ」だけではありません。

所持を禁止される刃物は、さまざまな製品名で販売されているので、「ダガーナイフ」という製品名でなくても、所持を禁止される刃物に該当する場合があります。

なお、次ページから、所持を禁止される刃物の例を掲示していますので、参考にしてください。

Q3 特定刀剣類を持ち続けたらどうなるの？

A3 平成21年1月5日現在、特定刀剣類を所持している人には、平成21年7月4日までの間、特定刀剣類を処分するための猶予期間があります。

しかし、猶予期間中に処分せずにそのまま所持し続けると、平成21年7月5日以降は刀剣類の不法所持として処罰されます(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)。

Q4 平成21年1月5日現在、特定刀剣類を所持している人は、平成21年7月4日までの猶予期間中は特定刀剣類を自由に携帯することができるの？

A4 廃棄を依頼するために携帯するなどの正当な理由がないのに携帯すると処罰されます。

Q5 7月4日までなら特定刀剣類を買ったり譲り受けてもいいの？

A5 A3で説明した猶予期間については、1月5日現在、特定刀剣類を所持している人に対するものであり、1月5日以降、特定刀剣類を買ったり譲り受けたりした場合は不法所持に問われます。

また、1月5日現在、特定刀剣類を所持していた人も、新たに別の特定刀剣類を買ったり譲り受けたりした場合は不法所持となります。

Q6 現在、特定刀剣類を持っていますが、どうしたらいいの？

A6 平成21年7月4日までに、輸出業者に譲渡する、廃棄業者に廃棄を依頼する、もしくは最寄りの警察署、交番、駐在所で廃棄を依頼してください。

詳しくは、警察署の生活安全課にご相談ください。

平成21年1月5日から所持を禁止される刃物の例



ダガーナイフ



スローイングナイフ



プッシュダガー



左右の刃渡りが異なる諸刃のナイフ



刃体中央にスリットがある諸刃のナイフ



片側一部がのこ刃のナイフ



片側全体がのこ刃のナイフ



両側の一部がのこ刃のナイフ



鎧なしの諸刃のナイフ